

審 査 基 準 整 理 票

処分名	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成の決定		
根拠法令名	大津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱	(条項) 第 2 条	
基準法令名	大津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱	(条項) 第 2 条	
	児童福祉法	(条項) 第 6 条	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	(条項) 第 1 9 条第 3 項 第 4 項	
	身体障害者福祉法	(条項) 第 1 5 条	
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	3 0 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>大津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる児童（以下「交付対象児」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす 1 8 歳未満の児童とする。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条に規定する保護者（以下「保護者」という。）が大津市内に居住している児童（保護者が障害者総合支援法第 1 9 条第 3 項及び第 4 項に基づく支給決定（居住地特例）の対象となる大津市外の施設に入所しており、その前居住地が大津市内である場合を含む。）であること。</p> <p>(2) 原則として両耳の聴力レベルが 3 0 dB 以上 7 0 dB 未満で、補装具費支給の対象とならない児童（滋賀医科大学医学部附属病院又は滋賀県立小児保健医療センターに所属する身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条に基づく指定医師（以下「医師」という。）が装用の必要を認めた場合は、3 0 dB 未満の難聴児を含む。）であること。</p> <p>(3) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する児童であること。</p> <p>2 前項の交付対象児で 1 8 歳到達時まで当該事業の交付申請を行い、かつ、その後交付決定を受けたものについては、1 8 歳に達した月の属する年度末まで補聴器の修理に要する助成の対象とする。</p>			

3 第1項の規定にかかわらず、助成金の交付申請を行う月の属する年度（4月から6月までにあっては前年度）における交付対象児又は世帯員のうち市民税所得割額の最多納税者の当該納税額が46万円以上の場合は、この事業による助成の対象外とする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。